# 障害者差別解消法施行に伴う 「小金井市市民条例」を 作ろう!

~ 障害のある人たちと共に安心·安全に暮らせる街、 小金井市にするために(仮称)···~~

> 2016年12月3日 小金井市地域自立支援協議会 矢野典嗣

### 地域自立支援協議会が発足して 早や9年が経過しました。(今期は第5期目)

- 協議会では 障害者福祉計画や障害福祉計画等 の検討 策定
- ・地域のネットワークの構築 課題に取り組んでいます。
- 年度ごとにテーマや課題を設定して協議しています。

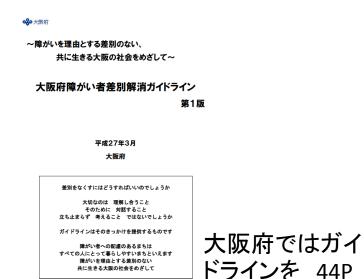
そして、生活支援部会では、昨年度からは 「障がい者差別解消法」施行(2016.4.1施行)にむけて 『市民条例』制定を進めよう! と、検討を重ねてきました。

- 現在、条例制定が行われているのは
- 全国で20の自治体(県や市など)
- ・主に参考にしたのは
- ・八王子、さいたま市の条例
- ・別府市や福岡市、福岡県、鹿児島県、沖縄県などの自治体

- ・独自の「合理的配慮とは!?」パンフレットの作成配布に取り組む
- 障がいとは·・・ 障がいへの理解啓発 そして、どう接したら良いか? 日常的にどの様な配慮すればよいのかを障害の種別ごとに解説している。







共に生きる大阪の社会をめざして

全国の自治体では(県や市区町村)

### 八王子市の条例は・・・

- ・国連で「障害者権利条約」が2006年12月に採択後
- ・わが国では 2014年1月に国会承認 批准されました
- ちなみに世界で141番目の批准です(141/193)



- 東京都八王子市
- •「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」
- 2011年12月に制定 翌年4月より施行

### 条例制定までの過程が重要!

- ・埼玉県さいたま市 2011年3月制定 4月2日施行
- 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
- 大分県別府市 2013年9月制定
- 別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例
- 大分県 2016年3月制定
- <u>障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例</u>

# 条例制定までの議論の過程と、 どれだけ多くの人が議論に参加したのか? そこが重要!!

- ・別府市の例は 市長選での市長の公約で、当選後すぐに 条例制定検討委員会を立ち上げ市民や障害者団体(家族 や当事者も含め)関係機関で構成され、実態調査や合理的 配慮の事例を収集しながら条文を検討していった。
- 福岡県では別府市が条例制定を受け県議会で県条例が制定されないのはおかしいのではないか?と発議あり同様な委員会が作られ議論されていった。

### 他県と同様に!

•『自分たちの事は自分たちを抜きに決めないで!』

- より多くの人を巻き込み実態調査や差別事例などを収集 して条例に反映させている
- より具体的な事例集を整理した さいたま市の条例や事例集を参考にしながら
- 小金井市の市民条例案を当事者団体の代表者に話しを 聞きながらまとめてきた。

### 「大分県条例」作りの取り組み

県側の条例素案は 前文と28条からなる

前文と21条からなる 条例案

- ・ キーワード(運動を進めるうえで大切にしたい事)
- •「親亡き後」
- •「性、恋愛、結婚、出産、育児」
- •「地域福祉」
- •「防災」
- サアンケート調査をもとに障害者やその家族の声を前文に反映させる
- ➡「合理的配慮」の具体化
  - ※何故!? 条例が必要なのか…
    - ➡各自治体の責任や苦情処理·救済·調停機関を明確にすること 何かあったらすぐ相談できる場所(機関)

### 県民条例の構成

前文

第1章総則

第1条目的

第2条定義

第3条理念規定

第4条県の責務

第5条県民の責務

第6条財政上の措置

第7条差別の禁止·虐待 の禁止 第2章実体規定

第8条相互理解

第9条社会参加支援·生活環境

第10条日常生活支援

第11条医療・保健

第12条教育·保育

第13条療育

第14条性·恋愛·結婚·妊娠·出

産・子育て

第15条就労

第16条地域福祉

第17条更生への支援

第18条防災

第3章問題解決・推進手段 第19条障害がある人の権 利委員会 第20条地域相談員制度

第21条障がい者権利保障 推進会議

# さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

- 第1条(目的)
- 第2条(定義)
- 第3条(基本理念)
- 第4条(市の責務)
- 第5条(市民等の責務)
- 第6条(計画の策定等)
- 第7条(市民相互の意見交換等)
- 第8条(顕彰)
- 第9条(差別の禁止)
- ・ 第10条(申立て)
- <u>第11条(事案の調査)</u>
- 第12条(助言及びあっせん)
- 第13条(勧告)
- 第14条(公表)

- 第15条(委員会の設置等)
- 第16条(虐待の禁止)
- 第17条(通報)
- 第18条(通報を受けた場合の措 置等)
- 第19条(立入調査)
- 第20条(体制の整備)
- 第21条(虐待防止の取組状況の 公表)
- 第22条(障害者等への総合的な 支援等)
- 第23条(成年後見制度等の利用 の支援等)
- 第24条(障害者の居住場所の確保等)

- 第25条(意思疎通等が困難な 障害者に対する施策等)
- ・<u>第26条(障害者の社会参加の</u> 機会の拡大)
- 第27条(生涯にわたる支援)
- 第28条(障害者への保育等の 実施)
- 第29条(障害者に対する包括 的な教育の実施等)
- 第30条(障害者の就労支援)
- 第31条(自立支援協議会の設置等)
- 第32条(委任)
- <u>附 則</u>

### 私たちが考える条例案について・・・

- ・なぜ? 市民条例が今、必要なのか・・・?
- ① 障がい児・者やその家族の事をもつと知ってもらいたい!
- ② どうしたら、共に生活し、暮らしていけるのか?を
  - 一緒に考えてもらいたいから・・・
- ③ 乳幼児や子ども、そして妊産中のお母さんやお年寄りも 共に暮らせる街にしたいから・・・
  - ☞市の「第四次基本構想・基本計画」にも、つながる

## これは 障害者だけの事ではない! 私たちの事でもある・・・・

- 人間は一生の中で必ず人の支援を受ける時がある。
- その時に、誰でもが支援を受けられるシステムを構築する必要がある。いじめや虐待も含めすべての人に対する差別や偏見をなくすための運動が求められる。
- →その羅針盤になるのが

「障害者権利条約」(世界基準)と「日本国憲法」です。

もっと「障害者権利条約」の事を知ってもらいたい!

そして、「日本国憲法」にも、合致している事を、一緒に考えて欲しい!

### 自分たちの事として・・・

### 市民条例案の概要 「障害者が共に生活する社会をつくる小金井市条例(仮称)」

### 生活支援部会案として

前文

- 1 総則
- 2 障害者の権利擁護差別の禁止虐待の禁止自立及び社会参加の為の支

援

3 補則

の3章 33条からなる

前文では、この条例制定にあっての理念を

障害者権利条約にのっとり国の関連法令に沿いながらも小金井市の実情や障害のある人もない人も互いに小金井市民としてともに暮らしていける街を目指す

- 1. 総則ではこの条例の目的と定義 基本理念や市の責任について
- 2. 障害者の権利擁護
  - ・差別の禁止とそれに伴う対応
  - ・虐待の防止とそれに伴う対応
- ・自立と社会参加に向けて 支援と自立支援協議会の役割 3補則

# 当事者の方 委員提案 聞き取 事務局 り 再提案 見解 修正意見 事務局意見

議論

の過程

小金井市条例(委員からの提案)

### 第1章 絵則 第1章 総目 (目的) (目的) (目的) この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。) 社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成 律第65号。次条において「法」という。)に基づき、障害者に対する市民および事 条において「法」という。)に基づき、障害者に対する市民および事業者の理解を深め、障害 する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他の 業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、 果者の理解で係め、呼音では、カッながでない。とこに関い、金子では、とない、 市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基 本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障 害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して 者に対する差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らか あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、 第1条 こするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合 もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が 的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いなか 尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを ら、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 目的とする。 暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義) (定義) (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ 第2条 第2条 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の 機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるも 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。 のをいう。 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁と 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。 なるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取 障害 次に掲げるものをいう。 (3) (以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生 扱いと比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとすること。 活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する身体障害、知的 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社 障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動? することができず、又は制限されるときに、当該活動をすることができるようにし、又は当該活 アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するも 動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の のに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活(以下「日常生活 当該障害者の環境を調整する措置(当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置 等」という。)を営む上で社会的な支援を必要とする状態 で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する指 置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課 することとなる措置を除く。)をいう。 差別 正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて 障害者 次に掲げる者をいう。 不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとすること。 前号アに掲げる障害がある市民 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制 1 限又は参加の制約を受けている市民 (5) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう 養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービス (6) に従事する者以外のものをいう。 合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不 可欠な活動をすることができず、又は制限されるときに、当該活動をすることが できるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の 提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置(当 該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成 が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当 該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課す ることとなる措置を除く。)をいう。 (8) 差別 次に掲げる行為をいう。 障害者の氏名その他の当該障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当 該障害者の日常生活等を不当に妨げること。 差別規定を入れる方が良いのではないか・・・ 1 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会 (ア) を与えないこと。 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護 (1) 者に必要な説明を行わないで、入学する学校(学校教育法(昭和22年法律第 26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)を決定すること。 合理的配慮に基づく措置を行わなければ授業又は試験を受けられないことその (ウ) 他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置 ゥ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採 用を拒否し、又はこれに条件を課すこと。 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。

小金井市条例(事務局試案)

修正案意見

### 生活支援部会で争点となった事項

- 第二節の「**第2節 障害者への虐待の禁止等**」の項についいて意見が分かれ今後の検討課題(保留)とするが
- ★「権利条約」では、差別と虐待が表裏一体の関係にあり同等に取り扱われていること。
- →すでに国内法として「虐待防止法」が施行されているが小金井市では要綱で運用実施されている。しかし、市民に広く周知ができていないのではないか?
- 他市や他県の条例案を検討すると虐待についても盛り込まれている自治体が有る。
- ・ 等々の理由により、本市でも盛り込むべきではないか。 とする意見

### 生活支援部会で争点となった事項

- すでに運用されているし、実際に障害者センターがその機能を有して活動していること。
- 要綱で実施されている。
- ・ ☞すでに法案が施行されていることから、差別解消法に関わる条例 案に盛り込むのはなじめないのではないか。とする意見が事務局から 出されていて
- 条例原案としてまとめることが時間内でできなかったことから、今後の 意見聴取や条例制定に向けた議論の場で検討してもらうことにする。

### 条例案をまとめるために

部会内で議論を継続してもなかなか終着点が見いだせない

・そのために最低限押さえておかなければならない内容は・・・ 2章の虐待防止や権利保障の自立及び社会参加のための支援 の項目については今後の議論に委ねる事とし 今回は 17条からなる 条例案を 仮提案として市民に提供していくことにした。

### 第一章総則

- ・目的及び定義と基本理念 特に定義については10項からなる用語の規定を行っている。
- ・市及び市民の責任について
- ・ ☞ 権利擁護と差別や虐待等のない市政に
- ・ ☞ 合理的配慮に裏打ちされた街づくりを目指す

### 【第1条】目的

第1条 この条例は、障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講じることにより、障害者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、権利の主体として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図り、もって市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (3) 障害次に掲げるものをいう。

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害

イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活(以下「日常生活等」という。)を営む上で社会的な支援を必要とする状態

- (4) 障害者次に掲げる者をいう。
  - イ 前号イに掲げる障害により、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民
- (5) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。
- (6) 養護者 障害者を現に養護する者であって、保護者及び障害者の福祉サービスに従事する者以外のものをいう。
- (7) 合理的配慮に基づく措置障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動をすることができず、又は制限されるときに、当該活動をすることができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置(当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担を課することとなる措置を除く。)をいう。

- (8) 差別次に掲げる行為をいう。
  - ア 障害者の氏名その他の障害者の身上に関する事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等が不当に妨げられること。
- イ 障害者が教育を受けようとする場合に行われる次に掲げる行為
- (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会が与えられないこと。
- (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かないで、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わないで、入学する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)が決定されること。
- (ウ) 授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置が講ぜられないことにより不利益が与えられること.
  - ウ 障害者の雇用、又は業務に従事する場合に行われる次に掲げる行為
  - (ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否され、又はこれに不当な条件が課されること。
  - (イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇され、又は退職を強制されること。
- (ウ) 業務の遂行が妨げられること、研修を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置が講ぜられないことにより不利益が与えられること。
- エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス(保健医療サービス及び福祉サービスを除く。)の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、 建物その他の施設又は公共交通機関の利用を、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が 課されること。
- キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、拒否若しくは制限され、又はこれに不当な条件が課されること。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不利益な取扱いがなされ、又は取扱いがなされようにされること。

- (9) 虐待 次に掲げる行為をいう。
  - ア障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行が加えられること。
- イ 障害者がわいせつな行為をされること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思にかかわらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限され、若しくは生殖を不能にされること。
- ウ 障害者に対する暴言又は拒絶的な対応その他の障害者が心理的外傷を与えられること。
  - エ 障害者が衰弱するような減食又は長時間の放置がされること。
- オ 障害者の財産が不当に処分されることその他の障害者の財産上の権利が不当に奪われること。
- カ 保護者、養護者又は障害者の福祉サービスに従事する者が、アから才までの事実を知りながら、又は障害者が自らの権利や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置されること。
- (10) 後見的支援を要する障害者 福祉サービス等を自ら決定して利用することができないため日常生活等を営むことが困難な障害者であって、保護者及び養護者がいないもの 又は保護者が監護を行うことができず、かつ、養護者がいないものをいう。

# 第一章でもそうだが 第二章での争点は・・・

- 第二章 障害者の権利の擁護
  第一節 差別の禁止 7条~14条
  第二節 虐待の防止 15条~27条
  第三節 自立と社会参加の為の支援
- ①総合的な施策を実現するための施策 28条~31条
- ・②地域自立支援協議会の役割 32条

第三章は補則 33条 という構成であった。

# 第2章 障害者の権利の擁護 第1節 障害者への差別の禁止等

- ・(差別の禁止)
- ・第7条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。
- (特定相談)
- 第8条 市民及び事業者は、市に対し障害を理由とする差別に関する相談(以下「特定相談」という。)をすることができる。
- 2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
- ・以下 (相談員) (申立て) (事案の調査) (助言及びあっせん) (勧告) (公表) 等14条まで

### 第2節障害者への虐待の防止等

- ・(虐待の禁止)
- ・第15条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。
- ・(実施機関)
- 第16条市は、障害者への虐待防止に第一義的に責任を有し、市から 障害者虐待防止事業の委託を受けた自立支援センターは市と連携し、 専門的及び継続的な視点から、この事業に関与し必要な支援を行う。
- ・(障害者虐待防止ネットワーク)
- 第17条 市は、障害者虐待の発生を防ぎ、潜在的な虐待を顕在化させ、 早期対応を行うために障害者虐待防止ネットワークを構築し、適宜、 必要に応じて連絡会を開催する。
- 2市及び自立生活支援センターは、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。

## 第3節障害者の自立及び社会参加のための支援

- ・(障害者等への総合的な支援等)
- ・第28条 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行わなければならない。
- 2関係機関は、医療福祉サービス及び教育の提供に当たって、その質の 向上並びに障害者及びその家族が地域の中で安心して暮らしていける よう、必要なサービス及び教育の提供に努めなければならない。
- 3市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たって、専門技術及び職業倫理の向上並びに、障害者及びその家族が地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要な医療福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、事業者及び関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

### ・(市の施策等)

- 第29条 市は、障害者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活等の課題解決のため、次の施策や支援などを行うものとする。
- (1) 乳幼児であるときから生涯にわたって障害者が、その心身の発達のために必要とする適切な支援を受けることができるようにするために必要な施策を講じなければならない。
- (2) 障害者への保育及び療育の実施に当たっては、それぞれの障害者が必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援の内容を把握し、関係機関との連携の下、必要とする保育及び療育並びにこれらを受けるために必要な支援を行うための措置を講じなければならない。
- (3) 障害者が自ら選択した地域で日常生活等を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。
- (4) 障害者が就労により自立した日常生活等を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、関係機関と連携の下、障害者の就労の支援を日常生活等の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。
- ・以下(11)項までの条項

### 現在の協議会組織

課題は

当事者団体等の代表参加が少ない

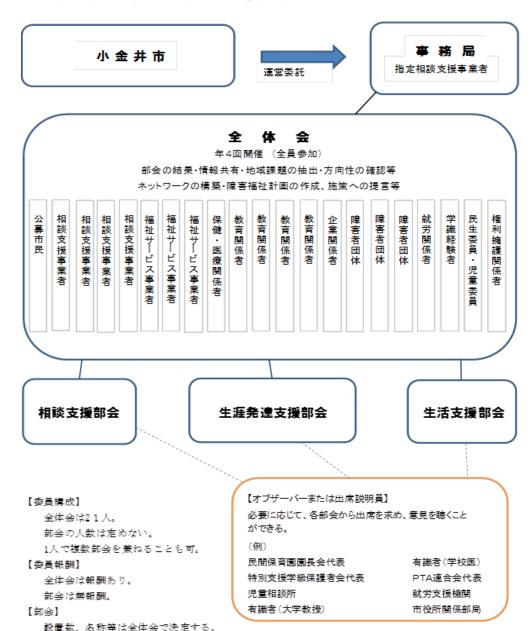
部会で意見聴取という形で参加 を呼びかけたりしているが充分 とは言えない。

積極的に傍聴や意見表明に参加をしてください。

これから「小金井市保健福祉総合計画」策定に向けての検討も始まります。

3 第4期小金井市地域自立支援協議会 組織図

開催回数は定めない。



### 市民条例として 実現させるためには!

- ①西岡市長の公約である「障害者の差別解消に関する条例をつくる」に期待している。公約実現を!
- ・②今後、どれだけ多くの市民や当事者の方々と協議し議論を深めて、制定できるのかが課題!
- •③これは、障害者だけに留まらず「子ども・お年寄り等々の社会的弱者だったり外国人も含めたすべての市民の共生社会」 を目指すものに。
- ・今まさに、市としての条例制定に対する意気込みや
- 本気度が試されている!

皆さんと共に条例制定に向けて一緒に考えていきましょう。